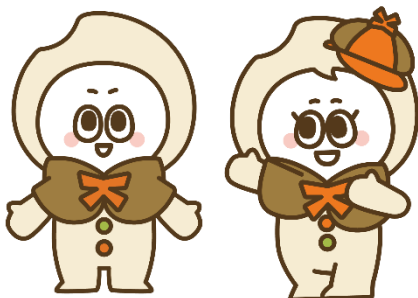


利用料無料！
※予約制です。

米粉製粉機の利用について

- 利用対象者 : 倉敷市に住所を有する方
(米粉を営利目的に使用する事業者は申請できません。)
- 申請期間 : 月～金曜日 9時～16時(祝日は除く)
- 申請場所 : 倉敷市農林水産課(市役所本庁7階)
- 申請及び受取方法 : ①予約→②持参→③受取
 - ①予約 農林水産課へ予約の事前連絡(086-426-3425)
 - ②持参 予約された受付日に製粉するお米を農林水産課(7階)に持参して、申請書により申し込んでください。
 - ③受取 申請の際、引渡日の記載された引渡書をお渡ししますので、引渡日以降に引渡書をご持参ください。
※引渡しは申請日から約1週間後となります。
- 持込みできる米の量 : 1kg以上3kg以内(1回あたり)
※製粉できるのは精米した白米(うるち米)のみです。
※持参した米に石などの混入があると機械が故障するため、お預かりできません。
- 引渡しできる米粉の量(製粉前の米に対する米粉の出来高の比率)は8～9割程度となります。
【例】1kgに対してできる米粉は800～900gです。
- 引渡日から15日経過した後も受取りがない場合は、こちらで処分させていただくことになりますので、ご了承ください。



問合せ先

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課

TEL 086-426-3425

FAX 086-421-1600

E-mail agfrfs@city.kurashiki.okayama.jp